

令和8年度
交通空白解消検討業務委託
公募型簡易プロポーザル実施要領

令和8年4月

静岡県 伊豆市

総合政策部 地域づくり課

交通空白解消検討業務委託
公募型簡易プロポーザル実施要領

目次

I. 目的

- 1 事業の背景及び目的

II. 業務概要

- 1 業務名称
- 2 業務内容
- 3 業務委託期間
- 4 提案限度額
- 5 その他

III. 応募要領

- 1 応募方式
- 2 応募資格要件
- 3 技術者要件
- 4 事務局
- 5 参加の手続き等(提出書類)
- 6 審査体制・基準・方法
- 7 その他留意事項
- 8 担当職員等との接触の禁止等
- 9 実施スケジュール

I. 目的

1 事業の背景及び目的

本市では、令和8年度に第3次伊豆市総合計画を策定し、目指すべきまちの形として、「コンパクト&ネットワーク」の推進を前面に打ち出し、まちづくりと一体となった将来にわたって持続可能な交通ネットワークの構築を目指している。

本市における地域ごとの特性や交通手段の現状、今後のまちづくりの方向性を踏まえた上で、鉄道・バス・タクシー・自家用有償運送等の交通手段をその特性に合わせて役割分担し、それらを相互に連携・組み合わせることによる包括的な交通体系の確立に向けた基本計画を平成29年度に策定した。また、当該計画は本市の持続可能な地域公共交通の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通計画」として令和3年度に改訂した。

一方、本市が公共交通施策に投じる費用は年々肥大化しており、路線バスの運行維持にかける施策が、市の財政状況を圧迫するひとつの要因となっている。

令和6年度に行った、伊豆中学校の開校に向けた通学対応や自主運行バス運行基準（ガイドライン）の評価基準を基にした市内路線バスの再編及び、令和7年度の路線バス再編後の効果検証結果等を踏まえ、本市の現状に即した交通空白地解消を目指し調査検討、実証実験を行うとともに、本市における公共交通や地域交通の進むべき方向性を検討し、令和9年度開始の地域公共交通計画の改訂につなげることを目的とする。

II. 業務概要

1 業務名称

令和8年度 交通空白解消検討業務委託

2 業務内容

令和8年度交通空白解消検討業務委託仕様書のとおり。

ただし、この業務内容は、受託者が業務成果として求める最低限の仕様を参考として示すものであり、提案者の技術提案内容を制限するものではない。

3 業務委託期間

契約締結日の翌営業日から令和9年3月19日まで

4 提案限度額

7,040,000 円 (税込)

5 その他

- (1) 契約の締結 プロポーザルにより決定された事業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。
- (2) 本プロポーザルの業務は国土交通省の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの①「交通空白」解消タイプにエントリーしており、公募要領等の内容を理解したうえで、補助対象外経費を含まないように提案すること。
- (3) 本業務受託事業者に別途、(仮称) 令和 8 年度生活交通ネットワーク形成計画改定業務委託を発注する予定としているため、人員確保等を予定すること。
- (4) 参加報酬 なし

III. 応募要領

1 応募方式

技術提案書及びプレゼンテーションによる公募型簡易プロポーザル方式

2 応募資格要件

参加者は、次のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 伊豆市入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録者においては、令和 8 年 5 月 13 日までに入札参加資格申請の手続きを行うこと。
- (2) 令和 3 年度以降に、国又は地方公共団体が発注した同種業務（地域公共交通計画の策定支援業務）又は都市計画関連の業務（立地適正化計画又は都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定に係る業務）を元請として履行した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から本プロポーザルまでの間、伊豆市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和元年伊豆市公告第 66 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 直近の 1 年間に於いて、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 伊豆市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆市条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接関係者ではないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 技術者要件

- (1) 技術者については、本業務を遂行するにあたり、他自治体の事例を多く経験し、当市の意向を理解しながら業務を遂行できる者、地元事業者や地域住民とのコミュニケーション能力の高い者など、必要とされる技術者の配置を求めることとする。そのほか、次に定める資格のいずれかを有しているものを配置するものとする。
 - ① 技術士（総合技術監理部門：建設）
 - ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ③ RCCM（都市計画及び地方計画）
- (2) 提案書に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。契約相手として特定された場合は、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に配置させるものとする。
- (3) 配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、市の承認を得て配置するものとする。
- (4) 配置予定技術者は参加申込資格確認時点において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

4 事務局

交通空白解消検討業務委託のプロポーザル審査委員会事務局（以下、「プロポーザル事務局」という。）は、総合政策部 地域づくり課とする。

住 所：〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

電 話：0558-74-3066 FAX：0558-72-6588

電子メール：kikaku@city.izu.shizuoka.jp

H P：<https://www.city.izu.shizuoka.jp>

業務時間：平日午前8時30分～午後5時15分

担 当 者：渡邊・内田（壮）

5 参加の手続き等（提出書類）

(1) 実施要領等の公表について

本市のホームページに記載するとともに、プロポーザル事務局においても配布する。

(2) 参加表明について

① 参加表明の方法

技術提案書の提出意向を確認するため、プロポーザルの参加者は、以下の書類を提出する。

◎ 参加表明書等 提出部数 1部

ア 参加表明書（様式 1-1）

イ 会社概要書（様式 1-2）

ウ 実績調書（様式 1-3）

エ 予定配置技術者調書（様式 1-4）及び資格証明書の写し（任意）

事務局は参加表明書の受け取り確認後に、参加表明者に対して参加資格確認結果を通知する。

② 提出先及び方法

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出期限：令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時（必着）

ウ 提出方法：メール、持参または郵送（書留または特定記録郵便）

エ その他：参加表明書提出後に辞退する場合は、令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 5 時（必着）までに、辞退届（任意様式）をプロポーザル事務局へ提出のこと。

（3）質疑について

① 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式 2）を提出する。

② 提出先及び方法

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出期間：令和 8 年 4 月 28 日（火）～ 令和 8 年 5 月 8 日（金）
午後 5 時まで

ウ 提出方法：電子メール

③ 回答

ア 日 時：令和 8 年 5 月 12 日（火）

イ 回答方法：質問及び回答は本市のホームページに掲載する。

（4）企画提案に関わる資料について

企画提案に関わる資料は仕様書第 4 条によるものとする。

（5）1 次審査（書類審査）について

① 提出書類

◎技術提案書等 提出部数 正本 1 部、副本 2 部、電子データ 1 部

（PDF 形式、CD-R）

各書類には、応募登録時に通知した登録番号を様式の右肩に記入すること。
また、「ア 技術提案書の提出書（様式 3）」を除き提案者が特定できる記述（氏名、事務所名、記号など）を入れないこと。各書類はホッチキス留め等せず、クリップ等により簡易に束ねた形で提出すること。表紙は任意様式で作成すること。

なお企画提案にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 市を取り巻く環境、状況を踏まえた上で、第 3 次総合計画、生活交通ネットワーク形成計画に記載されている内容を確認すること。

ア 技術提案書の提出書（様式 3）

イ 業務実施体制書 ※ 業務体系図含む（様式 4）

ウ 技術者経歴書（様式 5）

（イ 業務実施体制書で記載した全ての技術者の経歴を記載）

- エ 同種業務実績概要書（様式 6）
- オ 同種業務実績詳細書（様式 7）
- カ 見積書及び積算内訳書（様式自由）
- キ 企画提案書（様式自由）

(ア) 業務実施方針（業務フローチャート及び業務工程表を含むこと）
・本業務の業務は仕様書のとおりである。また、（仮称）令和 8 年度生活交通ネットワーク形成計画改定業務委託を発注する予定と
しているため、業務行程表は 2 つの業務を含めて作成すること。

(イ) 提案テーマ

- ・地域公共交通に関する問題点および課題抽出に関する提案
- ・検討対象地域の特性を明らかにする提案
- ・ワークショップ、勉強会に関する手法の提案
- ・地域特性等を踏まえた実証実験内容の提案

② 提出先及び方法

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出期限：令和 8 年 5 月 20 日(水) 午後 5 時(必着)

ウ 提出方法：電子メール、持参または郵送（書留または特定記録郵便）

6 審査体制・基準・方法

(1) 審査体制

選考は交通空白解消検討業務委託プロポーザル審査委員会による。

(2) 審査基準及び評価項目(主なポイント)

① 1次審査【40】

ア 配置予定技術者の実績【10】

(ア) 同種業務の実績【5】

- ・同種業務の実績を審査する。

令和 3 年度以降に受注し、公告日までに完了した同種業務に係る実績を評価する。

(イ) 担当技術者の同種業務の実績【5】

- ・同種業務の実績を審査する。

令和 3 年度以降に受注し、公告日までに完了した同種業務に係る実績を評価する。

イ 業務内容に対する企画提案①【30】

(ア) 実施方針・実施フロー・実施スケジュール【15】

- ・業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項
に関して的確に把握され、独創性が高い場合に優位に評価する。

- ・業務実施手順を示す実施フロー及び実施スケジュールの妥当性が
高い場合に優位に評価する。

(イ) 実施体制【15】

- ・配置技術者の経験、資格、人数など業務を遂行するうえでの的確

な体制が確保されている場合に優位に評価する。

② 2次審査 【60】

ア 業務内容に対する企画提案② [30]

(ア) 企画提案力 [30]

・地域特性などの与条件と整合が高い場合、提案内容に創意工夫があり、実現可能かつ効果的な提案などに優位に審査する。

イ 業務調整推進能力[30]

(ア) 説明能力、折衝力 [15]

・本審査を通じて、各技術者の専門性や実績、技術者の配置を踏まえ、課題解決力や各種協議、調整において必要な対話力を有するとともに、地元企業や利害関係者等への説明力を兼ね備え、信頼関係を構築し市の意向を理解しながら業務を遂行できるかなどを審査する。

(イ) 取組意欲、実行力 [15]

・提案と説明の整合がとれており、明確な応答がされ、実現可能なものとして期待できるかなどを審査する。

(3) 審査方法

審査は二段階の点数方式によって実施する。2次審査に進んだ、応募者についての審査は、1次審査及び2次審査の合計点数の最も高い者を契約交渉順位1位の候補者とし、次点の者を第2位の候補者とする。1次審査と2次審査の合計点が50点を超えない場合は契約候補者として選定しない。

① 1次審査（書類審査）

1次審査は提出された技術提案書を匿名方式により審査、2次審査対象者として4者程度を選定する。審査の結果は、提出図書の提出者全員に通知する。なお、1次審査では応募者の実績、提案内容を採点する。

② 2次審査（説明及びヒアリング）

2次審査は1次審査の通過者による公開の説明及びヒアリングを実施した後、選考委員の審査により優秀者を選定する。選考委員の審査は非公開とする。なお、2次審査では説明・質疑応答を踏まえて提案内容を採点する。

◆ 2次審査要領

・審査日時：令和8年6月3日(水) 午前10時30分～

※1次審査通過事業者数により開始時間に変動あり

・審査場所：伊豆市役所 本庁2階 特別会議室

(1次審査を通過した者に指定時間等を詳細に通知する。)

・実施時間：1者につき40分程度(説明20分、質疑応答20分程度)

・出席者：管理技術者、各分野に配置予定する技術者を含めて5名以内
(管理技術者及び担当技術者は必ず出席し、説明は、管理技術者または担当技術者で行うこと。)

・留意事項：説明はパワーポイント等の使用を認めるが、提出された技術提案書に基づくものとする。パソコン、プロジェクター、スクリ

ーンについては事務局が準備する（一部持込可）。なお、ヒアリングの際にはホワイトボードによる説明を可とする。

7 その他留意事項

(1) 著作権等

- ① 提出図書に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属するものとする。
- ② 契約締結先の提出図書に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- ③ 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した提出者に全て帰属するものとする。

(2) 提出図書の使用及び取扱い

- ① 市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及び本業務において市が必要と認めるときに、提出図書を無償で提案者に承諾なく使用または第三者に使用許可することができる。
- ② 市は、提出図書の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することができる。
- ③ 市は選定後、選定された提出図書に拘束を受けないものとする。
- ④ 応募された技術提案書は返却しない。

(3) 技術提案書の作成及び提出等に要する費用及び2次審査におけるヒアリング出席に要する費用は応募者の負担とする。

(4) 提出期限までに提出がない者の提出図書は、無効とする。

(5) 提出期限以降における提出図書の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。

また、提出図書に記載した配置予定の管理技術者などは、病休・死亡・解雇等、極めて特別な場合を除き、変更できない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、発注者の承認を要する。

(6) 審査により選定された優秀者と予定業務における随意契約締結に向けた手続きを行う。

8 担当職員等との接触の禁止等

参加意向申出書を提出した者の職員(チーム構成員含む)は、最も優れた提案者として特定されるまでの間、事務局職員及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本公告後、選考委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。

なお、接触を求める行為が認められた場合は、本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったとして失格とする。

9 実施スケジュール

公告及び実施要領公表 (伊豆市HPに掲載)	令和8年4月28日(火)
参加申込受付期間 (電子メール、郵送又は持参)	令和8年4月28日(火)～5月13日(水)
実施要領等に関する質問受付 期間	令和8年4月28日(火)～5月8日(金)
質問に対する回答	令和8年5月12日(火)
1次審査書類の提出締切	令和8年5月20日(水)
1次審査(書類審査)	令和8年5月20日(水)
2次審査対象者の選定・通知 (電話連絡及びメール)	令和8年5月21日(木)～5月25日(月)
※2次審査 (説明及びヒアリング)	令和8年6月3日(水)
※2次審査結果通知	令和8年6月10日(水)
※契約予定者との詳細協議	令和8年6月12日(金)
※見積書提出	令和8年6月16日(火)～6月18日(木)
※契約締結	令和8年6月24日(水)

※2次審査以降の日程は予定であり、変更となる場合があります。